

弱いパターナリズムとしてのケア関係の可能性¹

——ケアの倫理におけるケアする人とケアされる人との間の権力関係をめぐって——

安井 絢子 (滋賀大学教育学部)

The Possibility of Care Relation as Soft Paternalism: The Power Relationships
between the One-caring and the Cared-for in Care Ethics

Ayako Yasui

Abstract

An ethic of care, as proposed by Carol Gilligan In 1982, has been mainly applied to the field of 'human service', such as life science, nursing, social welfare and education. There are many theoretical issues with an ethic of care, but in this paper, I shall focus on the following point, as the caring relation is fundamental to an ethic of care. That is, because of the asymmetry in capability between the one-caring and the cared-for, the one-caring in the care relation is always in danger of exploitation, and it is inevitable for the one-caring to behave paternalistically toward the cared-for. In this paper, in order to present a concrete image of the caring relation, while admitting that power relations are inevitable in the caring relation, I will attempt to suggest the possibility of the caring relation as a kind of *soft paternalism*.

1 はじめに

「ケアの倫理」(ethic of care)は、発達心理学者 C・ギリガンによって創始されて以来、医療・看護・福祉・教育といった「ヒューマン・サービス」と呼ばれる、対人サービスに特化した分野を中心に広く応用が試みられてきた。2000 年代に入る頃からは、法²や社会政策論³といった、それまでケアの倫理に馴染みにくいと考えられてきた分野にも応用の範囲を拡大することで、ケアの倫理の新たな可能性を見出す動きが見られるようになった。しかしこうしたケアの倫理の他分野への応用研究に比べると、ケアの倫理の理論的側面に焦点を当てた研究は、国内外問わず、さほど活発に行われているとは言い難い⁴。一方でケアの倫理の研究状況に目を向けると、その批判対象である「正義の倫理」(ethic of justice)⁵との適切な関係を模索する研究、ケアする人とケアされる人との間の依存関係をめぐる研究、そして人間の傷つきやすさ(vulnerability)に着目した研究といったように、その議論の焦点は多様な側面に移行している。その中でも、上記三つの論点がケアの倫理において

重要な特徴として取り上げられ、吟味の対象とされる傾向にあるが、これらの論点は、次の三つの問題点⁶に対応していることを指摘しうる。すなわち、第一に、親密な者へのケアを要請するケアの倫理では、遠い者、隔たりのあるものへのケアがなされない、あるいは少なくとも疎かになること⁷、第二に、ケアする人とケアされる人との能力の非対称性から、ケア関係においては、ケアする人が搾取される危険性と常に隣り合わせである反面、ケアする人によるケアされる人に対するパターンナリストティックな介入のおそれもまた、常につきまとわざるを得ないこと、第三に、ケアの倫理が理論的拠り所の一つとするケア能力は、女性にのみ備わっている能力なのか、あるいはケアという営為に従事することで誰でも身につけられうるのかという疑問が拭いがたく存在するという問題⁸である。本稿では、これら三つの論点の中でも第二の論点「ケアする人とケアされる人との間の権力関係をめぐる問題」に焦点を当てて考察する。というのも、仮にこの問題に対処し得ないとすれば、ケア関係を倫理性の基礎と捉え、そうした営為によって形成された倫理的理想(ethical ideal)⁹を行為指針とするケアの倫理にとって、理論の核心を揺るがしかねない致命的な欠陥になりかねないからである。ケアの倫理の描き出すケア関係が明示されない限り、ケアの倫理が目指す人間関係の具体像が捉え難いのはもとより、そのために、どの倫理学理論よりも実践を重んじているはずのケアの倫理が、内実を伴わない空虚な理論と化すおそれすら否めない。

そこで本稿では、ケアの倫理が示すケア関係の具体像を明らかにする試みの一環として、ケア関係にはパターンナリズムをめぐる問題が常につきまとうという事実を受け入れたうえで、従来の倫理学の議論では、考慮の余地なく指弾されかねないパターンナリズムの中でも、一考の余地を残す「弱いパターンナリズム」(soft paternalism)としてのケア関係の可能性を、金井の議論に批判的検討を加えたうえで提示する。それにより、ケアの倫理の倫理的基礎をなすケア関係は、その理論構造上、パターンナリズムに陥りやすいという問題に対する一定の解答を提示することを目指す。

2 ケアする人とケアされる人との間の権力関係をめぐる問題

多くの倫理学理論は現在もなお、合理的な判断能力を備えた存在であること同様に、「自律」(autonomy)を道徳的成熟の目標として掲げ、それを達成しうる存在であることこそを、倫理的な振る舞いをなしうる行為者が備えるべき主要な条件の一つだと暗黙裡に想定している。こうした想定に基づいて、長年にわたり繰り広げられてきた議論に対して疑問が投げかけられ、依存的関係が目目されるようになった契機は、人間を自律的な個人として描出する正義の倫理では、社会の存続に不可欠な次世代が考慮に入れられていないという理論的限界が存在し、依存的関係としてのケア関係の想定が必要となったところにある。とはいえ、ケア関係では多かれ少なかれ、両者の間に権力関係が介在せざるを得ないため、パターンナリズムの問題に直面することを余儀なくされる。そしてそうした権力関係の滑り込みやすさゆえに、ケアする人とケアされる人のいずれにも、その関係が、往々にして暴

力的に働き得てしまうととも、両者の間に支配関係を惹起しうるおそれが常につきまとわざるを得ないのである。本節ではこの経緯について確認していく。

2.1 自律的人間観の限界と依存関係という人間のあり方

ケアの倫理をめぐる議論における依存への焦点化という特徴は、前述のケアの倫理の第二の論点「ケアする人とケアされる人との間の権力関係をめぐる問題」と対応づけられる。というのも、ケアされる人に比べて能力面において恵まれているケアする人が、ケア実践を通してケアされる人に、ケアするために必要となるエネルギーを搾取されるおそれがある一方で、ケアする人がケアされる人に対して多かれ少なかれ、パターンリスティックに働きかけることはケアの倫理の理論構造上、常に陥るおそれをはらざるを得ない事態だからである。このようなケアする人とケアされる人との間に生じざるを得ない搾取関係、およびパターンリズムの問題を解決するために、正義の倫理は個人個人に自律を促し、他者に依存しないことこそをよしとしてきた。W・キムリッカは、こうした正義の倫理が描き出す自律を、「抽象的基準に照らして形成された計画の自由な追求」と規定し、正義の倫理が想定する人間観は、自律した人間だと指摘する。そして「依存する人々の（予測不可能な）要求に傾聴する責任があるとすれば、自分自身についてもはや予測を請け合えなくなってしまう」ので、正義の倫理においては「依存する他者へのケアはおそらく誰か他の人か国家に委ねうるということを前提しているのだろう」(Kymlicka, p.285)と述べる。このように、依存を余儀なくされた人間のあり方や営みは正義の倫理の関心の域外に追いやられ、従来の倫理学の議論においては一顧だにされてこなかったのである。

ここで注目すべきは、正義の倫理が、自分自身が「他者に依存せざるを得ない人々」の一員になる可能性を想定していない点である。言い換えれば、正義の倫理において、正義が適用される対象として念頭に置かれている存在は、限られた人間にとどまり(Baier, pp.25・26)、そこでは自律し得ない人々は想定されていない。すると、正義の倫理は、場合によっては理論上、現実の社会の存続を想定していないとさえ言える。というのも、正義の倫理では、子ども、病人、障害者、高齢者といった他者に依存することでしか生きることもままならない存在は、考慮の余地なくはじめから、理論の射程から外れてしまっているからである。一方でケアの眼差しはこうした弱者にこそ向けられるべきものとして描き出される。たとえば、初期のケアの倫理の主唱者であるS・ラディックは、子どもの生命の「維持、成長、社会に受容されるようになること」という三つの要求」(Ruddick, p.17)の重要性を強調し、子どもの養育の中に見出される、こうした要求を、社会的にも倫理的にも不可欠なものともみなす。また、正義の倫理の立場からも、ケアの倫理に対する同様の認識を読み取ることが可能である。たとえば、リベラル・フェミニストのS・オーキンは、ケアの倫理の視点をロールズの正義論に統合することで、正義論のフェミニズムの読解を試みており(Okin 1989)、こうしたオーキンの取り組みの中に、女性という社会的マイノリティの声をケアの視点から学び取ろうとする姿勢を見いださう。加えて、ケイバピリテ

ィ・アプローチの主唱者である N・C・ヌスbaum は、正義の射程をケアの視点から捉え直すことで、従来の正義が取りこぼしてきた障害者・外国人・動物といった、これまで道徳的に顧みられることがほとんどなかった存在を、道徳的配慮の対象に組み込むという構想の提案を行っている(Nussbaum 2006)。さらに、功利主義者の H・クーゼもまた、ケアの視点の有用性を認めたいうえで、ケアの視点を功利主義に取り入れることで、より豊かな功利主義理論を提示することが可能になるという主張を繰り返している(Kuhse 1997)。

このように正義の倫理の立場をとる少なからぬ論者たちが、ケアの視点に注目するのは、前述の問題が正義の倫理にとって、その存続に関わる深刻な自体をもたらしかねないからである。正義の倫理が次世代を担うべき子どもの存在を考慮に入れないならば、正義の倫理はその規範を継承するはずのコミュニティの維持を含意していないことになる(Baier, p.29)。しかし正義の倫理の視点から捉えれば、子どもや病人、障害者、高齢者は「他者に依存せざるを得ない人々」であり、そういう意味では家庭や子育ては自律に対する脅威にほかならない。そのため、「自己充足する個人というリベラルの描いた像のもとでは、その特権を有する者が、依存ということはめったに生じないという誤った想像を抱いたり、依存が明らかの場合でも、たとえば、親が子どもを世話するのを見て、それを私的な嗜好とみなし得てしまう」(Held, p.86)。

これに対して、自分のニーズを他者の援助なしに充足しうる「特権を有する者」は存在しないとケアの倫理は正義の倫理に現実を突きつける。A・バイアーによれば、正義の倫理の特徴は、「自律、平等な者同士の関係、自由に選ばれた関係」(Baier, p.31)である。こうした自律した平等な人間同士の正義の倫理は、J・トロントによれば、人間の傷つきやすさを「隠蔽」(Tronto, p.135)している。とはいえ、正義の倫理の主唱者の代表格である J・ロールズは、自分に価値があるという感覚や他者の視点をとる公正の感覚は、子どもが育つ過程のなかで養われると家庭の意義を指摘している(Rawls 1971, pp.405-409)。そのため S・オーキンは、リバタリアニズムとは異なり¹⁰、次世代の利益にも配慮しているという点で、ロールズのこうした関心を高く評価しながらも、反面、ロールズの議論にも次のような問題点が潜んでいると指摘する。すなわち、ロールズはどのようにして正義に適った家族が形成されるかを説明せず、家族の存在をただ前提しているだけにすぎず、さらにそうした家族の中でも、ロールズが平等な市民とみなすのは、「生涯を通じて政治的共同に参加し同意し、公平な条件を進んで尊重しうる者」(Rawls 1993, p.302)に限られているのである。このように、正義が適用される公的領域とその範疇外の私的領域という公私二分法をロールズも採用し、「家族内の正義を看過」(Okin 1989, p.100)するとともに、依存的な存在をその理論に積極的に包含しようとはしない姿勢を徹底して貫いている。

では、正義の倫理の規範である自律をケアの倫理の中に組み入れることで、ケアする人とケアされる人との間に生じざるを得ない搾取関係を解消すれば問題はないのではないか。こうした議論を展開したのが G・クレメントである。クレメントは個人主義を批判し、ケア関係を重視する一方で、ケア関係においてケアする人が搾取される危険性に対して警鐘

を鳴らす。そして、「私たちは社会的に構成されているとしても、関係を維持すべしという道徳的責務を課されているわけではない」(Clement, p.41)と主張し、ケア関係の継続はケアする人の自律に依拠すると述べる。というのも、ケアする人に対しては、無償のケアか否かにかかわらず、ケアを引き受けざるを得ないように強いる社会からの圧力が働きがちであって、ケアする人の自律が常に脅かされるおそれがある。そのため、クレメントによれば、健全なケア関係はケアする人の自律によって維持される¹¹。

これに対してトロントは、正義の倫理の規範である自律に批判的な目を向け、ケアの倫理が提示するケア関係をより肯定的に評価する。トロントは、ケアの倫理が、人間の傷つきやすさから目を背けず、「私たちは常に自律している、潜在的に平等な市民だという神話」(Tronto 1993, p.135)という正義の倫理がつくり出した虚構を暴こうとする姿勢を高く評価する。というのも、ケアする人とケアされる人は能力の点で非対称であるがゆえに、両者の間に平等な力関係が成立することは基本的にあり得ないからである。しかし、状況の変化によって、両者の立場の入れ変わりや特定のケア関係の解消が生じることはあっても、ケア関係自体は人を変え、関係のあり方を変えながらも続けられていく。このような関係の継続を念頭に置いたケアの倫理だからこそ、正義の倫理とは異なり、次世代への配慮を十全に想定しうるのでと考えられる。「ケアなしには子どもは生き残らないし、尊重すべき人格も存在しない」(Held, p.17)。そのため、ケアの倫理に正義の規範である自律を導入すると、一見したところ、ケアする人が搾取される危険性を防ぎうるように思われるかもしれないけれども、半面、人間が本来依存的で傷つきやすい存在だというケアの倫理の根幹をなす人間観を看過するおそれが生じかねないのである。

そこで次に、こうしたケアの倫理独自の人間観は堅持しつつ、しかし、バターナリズムを全面的に受け入れることはよしとしないという、ケアの倫理が目指すべき適切なケア関係の具体的なあり方を検討するための布石として、ケア関係に付物である権力関係の構造を描出する。

2.2 ケア関係における権力関係とその暴力性

「ケア」とは、相手を気づかい、大切にすることであり、心配し、気にかけることでもある。このとき、ケアする人はケアされる人を援助するに足る力をもつものに対して、ケアされる人はその状況で、ケアする人に比べて能力的に劣るという意味で、相対的に弱者だと言える。こうしたケアする人とケアされる人との間の能力をめぐる非対称性によって、両者の間に権力関係が生じる危険が常につきまとう。とりわけ、E・キティが想定するような絶対的な非対称性が存在するケア関係(Kittay 1999)においては、ケアする人は絶対的に強者の立場に、ケアされる人は弱者の立場に規定される¹²。

この問題は、ケアされる人の声を十全に踏まえうたえで論じられなければならない。なぜならば、ケアの倫理は従来の規範の中で看過されてきた者や抑圧されてきた者の「もう一つの声」(different voice)や、そうした人々の異議申し立てに端を発する主張なのであつ

て、ケアする人は、ケアされる人が「それらしくなる」こと (to be itself) (Mayeroff, p.8)¹³を望み、「他者をおもむくままに許容する」(Benner, p.48)必要があるからだ。だとすれば、ケアする人がケアされる人に対してパターンリスティックに振る舞う危険性と常に隣り合わせだという問題を扱う際に、ケアされる人の視点を十全に踏まえることなく論じることは、ケアの倫理の本意に反する。そのため以下においては、ケアする人とケアされる人の両者の視点から、ケア関係につきまとう非対称性とその暴力性を素描していく¹⁴。

正義とケアそれぞれの倫理的基礎が相互関係することを真の意味での「統合」(Clement, p.120)だと説く文脈で、クレメントは、両者が「道徳的に適切であるための条件」(Clement, p.117)として、両者はお互いにとって必要だと説明する。たとえば、正義の規範がまったく導入されていないケア関係は、ケアする人に大きな負担を課し、その結果としてケアする人に対する搾取を引き起こすおそれが常に伴われる。これこそまさに、非対称性を内包するケア関係の中で、ケアする人が陥るおそれをはらむ問題を浮き彫りにする指摘である。こうしたクレメントによる指摘を念頭に置いたうえで、N・ノディングスの記述に即して、ケア関係においてケアする人が果たす役割を確認すると、ケアする人がケア関係において搾取される危険性と常に隣り合わせにあることが容易に理解される。

ケアが生起する際に、ケアする人にまずはじめに要請されるのは「他者の受容」である。ノディングスの記述に従えば通常、他者を受容するとは、他者と「共に感じる」(feeling with)ことであり、自己を他者に投影し、他者の立場に身を置くこととして捉えられる。しかし、ケアの倫理において他者の受容は、自身の他者への「投げ入れ」ではなく、他者の苦しみ、悲しみ、叫び、願いを、自己を「空にする」(empty)¹⁵ことで自己のうちに「受容する」(Noddings 1984, pp.30-35)ことにほかならない。

ここでノディングスが強調するのは受容についてである。受容は相手に盲目的に感情移入することではなく、自身の考えや枠組みは保ちつつ、自身のうちに流れ込んでくる相手の感情をそのまま受け容れることで、自己に二重性が生まれる状態である(Noddings 1984, p.32)。しかし、相手を十全に受容しようと専心しすぎるあまり、ケアする人が自身の思考枠組みを蔑ろにする形でケアされる人を受け容れてしまったり、ケアする人が自身と相手の欲求¹⁶やニーズを混同してしまう場合には、ケアする人は相手をケアすることはもとより、自身の欲求やニーズを見失い、最終的に自己のケアをなし得ない事態に陥ることすら起こりうる。このとき、かつてケアする人だったその人はもはや、相手をケアする存在でから、自身がケアを必要とする「ケアされる人」と化してしまう。このように、ケアがなされる際には、ケアする人は自身の枠組みや感情、欲求やニーズをケアされる人に併呑される危険にさらされざるを得ないがゆえに、ケアする人には、ケアをなす中でケアされる人にケアするエネルギーを搾取されるおそれが常につきまとうのである。さらに、こうした場合、ケアする人はケアされる人に対する応答責任のために、そうした関係から容易に離れ難い、あるいは離れ得ない状況に陥り、消耗し疲弊し、ケアするエネルギーも枯渇し、ひいてはバーンアウトしてしまうかもしれない¹⁷。

次に、ケアされる人から見たケア関係はいかなるものかという点に目を向ける。前述のように、ケアする人は、ケアを通してケアされる人が「それらしくなること」を望み、「他者があるがままに許容する」。ケアする人は自分を「空に」して、ケアされる人を「受容する」。こうした点がケアの特徴として必ず指摘される¹⁸のは、ケアされる人に対しては、ケアする人の欲求や枠組みを当てはめたり、一方的に押しつける事態が往々にして起こりがちだからである。言い換えれば、ケアされる人にもケアする人と同様に、その人自身の欲求やニーズ、思考枠組みがあるという十全な認識がなければ、ケアされる人の欲求や思考が抑圧される危険性がより強くなる。そして、そうした状況のもとでは、ケアされる人は、ケアする人の欲求やニーズと自分のそれとを区別しづらくなるか、区別し得なくなり、場合によっては、ケアする人のときと同様に、自身の欲求やニーズ、目標を見失う事態に陥りかねないのである。もちろん、ケアの倫理は、ケアされる人に対して暴力的あるいは支配的に働くこうした関係と、こうした関係を引き起こしてしまうその構造をよしとはしない。というのも、ケア関係は、ケアする人とケアされる人のいずれの自己も、「それらしく」なることではじめて成立するからである。つまり、ケアの倫理では、ケアする人とケアされる人は能力の面で非対称だとみなされているけれども、それぞれの特性を最大限発揮すべき対等な存在、言い換えれば、尊重すべき人間だと考えられている。ケアされる人が自身とは異なる他者であり、尊重されるべき存在であるという適切な認識のもとでは、ケアする人がケアされる人を自分の思い通りに操作して、「それらしくなる」ようにさせないという事態は防ぎうるはずであり、また、ケアの倫理の理想を十全に達成するためには、そうした自体は防がなければならない。とはいえ、ケア関係の中でケアされる人の援助によって、今まさに自己の成長¹⁹を遂げつつあるケアされる人が、自身のニーズを見誤ったり、ケアする人の欲求と自身のそれとを混同してしまうことは、ケア関係においてしばしば起こりうる事態にはちがいない。こうした事態に対しては、たとえ理論面で一定の解答を示し得たとしても、実践の際には常に細心の注意を要すべき留意点として、ケアする人は心に留めるべきだと言える。さもなければ、こうした事態はすぐにケア関係に滑り込み、そこに根付き、その関係を歪め、かつてのケアする人をケアが必要な人に変えてしまい、閉鎖的なケア関係や共依存関係をもたらし、ひいては、そうした望ましくない関係の連鎖を引き起こしかねないのである。

以上のことから、ケアする人とケアされる人が、お互いに異なる自己であるという他者性をめぐる十全な認識²⁰のもとで、両者がそれぞれ「その人らしくなる」という意味での成長を志向する関係こそが、ケアの倫理におけるケア関係のあるべき姿だと言える。そのため、ケアする人とケアされる人には、お互いの欲求やニーズ、目標を正確に把握し、お互いの人となりを理解し合うための「対話」(Gilligan, p.30; Noddings 1984: p.21; 2010, p.92)を重ね、お互いの認識を共有し、過度な権力関係に陥らないよう注意を払うことが求められる。では、ケアの倫理は、こうしたケア関係に必然的に伴われる権力関係をどう捉えるべきだろうか。

3 「弱いパターナリズム」としてのケア関係の可能性

3.1 パターナリズムに対するケアの倫理の基本姿勢

J・S・ミルが『自由論』において批判したことを引き合いに出すまでもなく、現代の生命倫理学の議論に至るまで、他者の介入がやむを得ない場合を除き、倫理学においてパターナリズムが肯定的に評価されることはない(Kuhse, p.196)。こうしたパターナリズムに対する基本姿勢についてはケアの倫理も例外ではない。ケアする人とケアされる人との能力の非対称性ゆえに、両者の間にパターナリスティックな介入が生じるおそれと常に隣り合わせであるケアの倫理でさえも、一般的なパターナリズムの事例については、リベラリズム、すなわち正義の倫理の見解と軌を一にする(Slote, p.84)。一方で、当然のことながら、正義の倫理は自律に価値を置くがゆえに、パターナリズムに対して基本的に否定的な姿勢を示すけれども、かと言って、すべてのパターナリズムは許容し得ないと断じるわけではない。そのため、正義の倫理を奉じる論者たちの間でもパターナリスティックな介入を許容しうる、あるいは義務としうる事柄や状況をめぐって議論が重ねられつつけている。同様に、ケアの倫理も、ケア関係につきまとうパターナリズムの問題には慎重な態度をとるけれども、その根拠が正義の倫理を奉じる論者たちとは異なる。というのも、想定する人間観が正反対であるがゆえに、正義の倫理では、自律の尊重を企図してパターナリズムを忌避するのに対して、ケアの倫理では、他者とのつながりを重視するがゆえに、パターナリズムに疑義を呈するからである(Slote, p.85)。

ケアの倫理は関係を倫理性の基礎に据える倫理である。そうしたケアの倫理では、ケアされる人の成長を阻害し、関係の維持を妨げる介入はケアとはみなさない。すなわち、前節でも指摘したとおり、ケアの倫理においては、「それらしくなる」ことを妨げるパターナリスティックな介入は基本的に許容されないのである。したがって、ケアの倫理も、パターナリスティックな介入が一般的には道徳的に望ましくないという見解に賛同し、他の多くの倫理学理論と同様の基本姿勢をとっていると言えるのである。

とはいえ、ここで両者は一般的なパターナリズムの事例に対する結論に関してのみ一致を見たにすぎない。この点には留意する必要がある。前述のとおり、ケアの倫理は、ケアする人とケアされる人との関係において権力関係が生じやすいことを、その理論構造上、やむを得ない事態として受け止める。というのも、ケアの倫理では、ケアする人がケアされる人に出会い、ケア関係に入り、その継続に勤めることこそ倫理の出発点にほかならないとみなすのであって、そこにこそケアの倫理が価値を置く両者のつながりは体现されると考えるからである。むしろ、パターナリズムに陥るリスクを恐れて、他者との関係を結ぼうとしない姿勢の方が、ケアの倫理においてはいっそう望ましくない事態なのである(Slote, p.86)。それゆえ、ケアの倫理は一般的なパターナリズムに対しては、正義の倫理と基本姿勢を共有しながらも、正義の倫理とは別の根拠に基づいて、パターナリズムに疑義を呈していると言える。

したがって、ケアする人とケアされる人が関係し合うことを推奨するケアの倫理は、従来の倫理学が看過してきた、依存関係という形の間人同士の関わり方が存在するという事実を、人間の生の現実として受け止める。そのとき、能力が非対称であることで、両者の間に権力関係をめぐらる問題、すなわちケアする人からの搾取と、ケアされる人へのパターンリズムが生じがちであることもまた、やむを得ない生の事実の側面として受け止める。もちろん、ケアの倫理はこうした権力関係をめぐらる問題を恣意的に認めるわけでも、完全に許容するわけでもない。それが受け容れられるのは、あくまでもケアする人とケアされる人の双方向的で健全な関係が保たれているという条件が満たされた場合のみである²¹。とはいえ、人間を自律を目指すべきものとのみ規定するのではなく、人間は多かれ少なかれ、他者に依存しながら生きることを余儀なくされる存在だという人間の生の現実に向け、人間関係に一定の権力関係が介在せざるを得ないことを認めるケアの倫理の見解は、人間の発達のある方ももちろん、人間関係のある方にも新たな視座を与える可能性を秘めていると言える。こうした見解は、人間は多かれ少なかれ、他者に依存せざるを得ないという人間の現実のありようを直視し、ケアする人とケアされる人との関係の中で自己は生起するという「関係的自己」(relational self)(Noddings 2002, p.103)、あるいは「可塑的自己」(品川 2016)という人間観を採用するケアの倫理だからこそ提示できた視座にほかならない。こうしたケアの倫理の独自の人間観を損なわない形で、健全なケア関係を紡ぐにはどういった点に留意すべきかを示唆するために、最後に、金井が提示する「弱いパターンリズムとしてのケア倫理」の可能性を示唆する。

3.2 弱いパターンリズムとしてのケア関係

金井の言う「弱いパターンリズムとしてのケア倫理」とはどのようなものだろうか。ここではまず、金井がこのアイデアを提示するに至った経緯とその描像を簡単に確認し、次いでそれに批判的な目を向けて検討することで、ケアの倫理につきまとうパターンリズムをめぐらる問題に対する一定の解答を提示するための手がかりとする。

ここで議論の本筋に踏み込む前に、金井が取り上げる主題に関して留意点を述べる。金井は自身が論じる主題を、「依存の倫理」でも「共依存の倫理」でもなく、あえて「依存と自律の倫理」と設定している。そして金井は、依存をめぐらる倫理において取り落とせない問いとして、力の非対称性(支配・被支配関係)をめぐらる問題が存在するという点で、ケアの倫理が内包する問題と自身の問題意識とが重なり合うことを認めつつも、それでもなお自身の問題設定は「依存と自律の倫理」であると強調している。金井がその確立を企図する「依存をめぐらる倫理」は、人間存在の絶対的な傷つきやすさにその根幹を置き、人間の誕生から養育、生育、老いと死までの全過程における身体的、精神的、感情的レベルにその基礎をもつ点に着目し、そうした依存の問題をめぐらる広がりや奥行きを重視しているけれども、そこにケアという言葉を導入してしまうことで、そうした議論の幅広さを切り詰めてしまわないかという危惧を禁じ得ないというのが金井の懸念する点である。この懸念

は杞憂にすぎないというのが本稿の立場だが、ここではそれについてはいったん脇に置いて、金井の記述に目を向けると、依存をめぐる事柄の多くが、私的領域の密室化した空間で営まれることによって、暴力や支配の温床になることは避け難いという指摘がなされている。金井のこの問題意識は本稿のそれと軌を一にする点である。それにつづけて金井は、悲惨な「共依存」、すなわち不健全なケア関係の楔を断つためには、「共依存関係からの自律」が不可欠な課題だと主張する。この金井がとる方向性についても執筆者は概ね賛同しようのだが、そうした「共依存関係からの自律」に至る過程については異なる側面から捉えていることを強調しておきたい。このような問題に対する切り口をめぐる差異を際立たせるために、まず、金井の記述を参照することから論を始め、ケアの倫理におけるケア関係の可能性を示唆する。

3.2.1 「弱いパターナリズムとしてのケア倫理」とは何か

まず、金井が「弱いパターナリズムとしてのケア倫理」を提唱するに至った経緯は、パターナリズムとリベラリズムの狭間でフェミニズムが抱え込む「リベラリズムの寛容さの限界」という難問を解決する端緒としてである(金井 2011, 1章)。私たちの社会にしばしば見られる倫理的態度は、「あなたのことを我がこととして思うゆえに、あえて口出しを」と、「あなた自身のことだからご自身で」という、主に二つの特徴をもつ姿勢として現出すると金井は指摘する。前者は、自己決定と自由意志、自己責任の原理、すなわち本稿で言うところの正義の倫理に該当し、後者は、自他同一性、すなわち本稿におけるケアの倫理に当たる。こうしたアプローチの違い、すなわちパターナリズムとリベラリズムの間で、フェミニズムはいくつもの難問を抱え込み、そこから「リベラリズムの寛容さの限界」が立ち現れてくるといえる。すなわち、「あなたの自己決定を尊重する／ご自由に」とするリベラリズムによる、一見したところ自由を尊重するかのように見える「寛容な」態度も、それが自分の親密圏に及ばない限りでの「寛容さ」にすぎず、問題が自分の身内や親友に及ぶや否や、パターナリスティックな介入がなされ、「あなたのことを我がこととして思う」がゆえの自他同一視の倫理が発動される。つまり、リベラリズムの原理が公私の領域にわたって一貫して適用されているわけでも、領域ごとに使い分けられているわけでもなく、現代社会では、私の快適さを損なうかどうか、リベラリズムの寛容さの境界なのであって、これこそが「リベラリズムの寛容さの限界」を生み出す源泉だと金井は主張しているわけである。もちろん、こうした「リベラリズムの寛容さの限界」は理論上は起こりえない問題であり、正義の原理が十全に適用され、その理念が現実社会において実現されるならば、自ずと解決をみる問題にちがいないと正義の倫理の主張者は言い張るかもしれない。確かに、理論上はそのように言うのかもしれないけれども、本稿ではその是非について問うつもりはない。現にこうした問題が実際の人間の営みのうちに顕著に生じてしまっているというのが金井の指摘する点であり、仮にこうした問題に対して何らの解答もなし得ないのであれば、それはトロントが指摘するケアの声の「隠蔽」という状況が、少なく

とも実践上、今なお継続されている証左とさえ言えるかもしれないのであり、これこそが金井はもちろん、ケアの倫理からも懸念が示される点なのである。

さらに、「共依存関係からの自律」を模索する中で直面するさまざまな問の中から、家族に代わる「新たな親密圏」への眼差しが登場し、そうした親密圏についての危機意識から、金井は、「親密圏／公共圏」に対して、もう一つ「自己領域」の概念を引き入れ、さらにそこに、「自己へのケア」と支点を立てて考えている。このように見ていくと、金井がケアの倫理に対して抱く危機の主要な点は、ケアの倫理が「ケア労働論」の文脈に向かうとき、「依存をめぐる倫理」の底にある痛みや葛藤に満ちた思いを取り落としてしまうところに収斂されるように思われる。しかし、ケアの倫理が目指す目標はまさにそうした聞き届けられることのなかった声、言葉では表現しがたい思いをくみ取るところにあるのであって、仮にそうした声をくみ取り得ない場合でも、少なくともそうした声なき声にも寄り添う姿勢を示すことで関係を継続し、「すべての人が、他人から応答され仲間に入れられ、誰一人として取り残されたり傷つけられたいしない」(Gilligan, p.63)という理想の実現に少しでも近づこうとする姿勢を示すのがケアの倫理の本来のあり方であるはずである。だとすれば、こうしたケアの倫理の本意は金井が目指す方向性とも重なり会うとともに、金井の懸念を払拭するに足るものであるように思われる。

以上のように、金井の関心はケアの倫理自体には向けられておらず、その解決についてもあくまでも実際上の問題を扱うものとして、個別主義と普遍主義の隘路を縫って新たな領域を切り開こうとする模索として特徴づけられるけれども、他方、両者の目標は重なり会う点も多分に含まれていると言える。そこで次に、こうした金井のアプローチ、およびケアの倫理に対する認識、そしてそれらの異同について整理したうえで、最後に、本稿のアプローチとの違いを提示する。

3.2.2 ケアの倫理における「弱いパターンリズムとしてのケア関係」という理論的規準

前述のように、金井の問題意識は私的領域につきものである暴力性をどう解消するかであり、それに対しては、依存的な関係という人間のあり方を前提した上で、共依存からの自律によって解決を試みることで、社会に蔓延する依存と自律をめぐる問題を解消する倫理の構想を企図している。また、その「自律」というあり方も、ケアの倫理が推奨する健全なケア関係の代表例である、相互依存という形での「共依存からの自律」も含意されているという点で、一見したところ、ケアの倫理の理論内部でその道具立てを用いた解決を企図する本稿の目的と金井のそれとは軌を一にしているように思われる。そうした到達点のみならず、ケア関係における権力関係を論点にしている本稿は、金井のそれと問題意識は共有している一方、金井が詰まるところ、リベラリズムのアプローチとの区別を曖昧にした形で、問題の解消を試みているのに対して、本稿ではケアの倫理理論内部での解決を試みているという点が異なる。この違いは、第一に、金井の感心が結局のところフェミニズムにあるのに対して、本稿は男女の違いにとどまらず、両者に共通する人間の傷つき

やすさに着目してケア関係を論じる方向性をとること、第二に、金井が実践場面での理論の歪みを問題の俎上に載せているのに対して、本稿ではあくまでも理論レベルでの問題解決を企図していること、それに関連して第三に、金井が正義とケアを連続的に捉えている節が見られるのに対して、本稿はそれぞれの倫理的基盤を異なるものと考えていることが挙げられる。

まず第一の違いについてである。もちろん、ケアの倫理がフェミニズム理論と密接に関連することは確かである。そもそもケアの倫理は男女の道德発達の違いについて、男児のそれを優れたものと評価する根拠を問いつつそこに端を発し、女性の経験や母親の経験の中に象徴的に見いださるケア傾向が、果たして道徳的に価値の低いものと位置づけられてしかるべきなのかを問いつつその議論を展開させてきた。そのため、ケアの倫理において、男女の違い、性差やジェンダー差をめぐる議論はその出自に関わるとともに、本稿の冒頭でも指摘したように、理論の核心にも関わる問題にちがいない。ケアの倫理の主唱者のヘルドなどは、フェミニズム理論ではないケアの倫理をケアの倫理に値しないとさえ主張する。しかし、人間の依存的なあり方や傷つきやすさ、そしてケア能力については、少なくとも性差によって区別される論点とは考えられ得ない。仮にそうしてしまうと、フェミニズムが最も忌避する生物学的本質主義に陥る事態を招きかねないことはもとより、人間の傷つきやすさというケアの倫理が見いだした、性差を超えた人間の共通点から目を背けることにつながりかねない。そうだとすれば、金井がケアの倫理に対して危惧を示したように、かえってケアの倫理の可能性を切り詰めてしまいかねないように思われる。だからこそ、女性の経験や母親の経験に目を向けそこから学びとる姿勢は堅持しつつも、そこにとどまらず、人間の傷つきやすさという性差を超えた共通点を起点としたうえで、少なくとも理論的には人間の一つの支点やあり方として、ケアというアプローチを打ち立てる方が、奥行きと広がりをもつ理論を提示するのではないかとと思われる。

次に、理論面と実践面のいずれに比重を置くかという論点についてである。ケアの倫理にとっては両者はともに重要であるということに異論を差し挟む余地はないだろう。ケアの倫理、あるいは金井の言う「依存と自律の倫理」は具体的な問題を解決することを一義的な目標とするがゆえに、実践的で個別的なアプローチをとることをよしとする理論だと特徴付けられがちだということも確かである。しかし、だからといって、ケアの倫理において理論的視点が蔑ろにされてよいというわけではない。ケアの倫理が「倫理」であると名乗る限り、善悪について何らかの規範を示しているはずであって、普遍性や公平性を備えた理論を打ち立て得ないことはもとより、体系的な理論の確立を目指さないにせよ、少なくとも何らかの一貫性を備えた理論であることを保持しつづける必要があることは確かである。それゆえ、少なくとも、ケアの倫理が「倫理」を名乗りつづけるのであれば、実践におけるケア経験や個別的な経験を記述する何らかの一般性を志向する理論を構成する必要があるように思われる。さもなければ、ケアの倫理は「倫理」という名を冠することさえふさわしくないとみなされかねないのではないだろうか。したがって、本稿では、ケ

ア実践の重要性は認めたくて、それでもあえて、理論的な整備の必要性を説き、その理論面に焦点を当てている。そのため、一定の理論的一貫性をケアの倫理に見いだそうとすることにもなるわけである。

第三に、第二の論点と関連した問題として、異なる視点や領域同士の関係について、金井の認識と本稿のそれとのずれについて言及しておきたい。注目すべきは、金井の議論では、公共圏と親密圏とは別個の領域として自己領域という新たな視座が示唆されている点である。この示唆についての実践上の賛否についてはいったん脇に置いたうえで、少なくとも理論上は、こうした曖昧な区別が可能だとは考えがたいというのが本稿の立場であることを強調しておきたい。というのも、正義の倫理の依って立つ倫理的基礎やそこから導出される規範と、ケアの倫理のそれとの区別が曖昧になってしまうと、ケアの倫理の主張は容易に正義の倫理の枠組みに回収されてしまうと考えられるからである。少なくとも理論上、両者の倫理的基礎を明確に区別することこそ、ケアの倫理の主意を損なわないために、すなわち、依存的な存在者やケアされる人の声を聞き届けるために必要なことであるように思われる。

そして最後に、金井のアプローチとは異なり、上記のような仕方で、ケアの倫理の理論内部で暴力性の問題に取り組むことによる利点を指摘して論を終えることとしたい。その利点とは、主に以下の三点である。第一に、自律に立ち返って問題を解消すると、一見問題が解決できたように思えても、結局、人間の依存的な側面を取りこぼしたうえでの解決になる場合が生じてしまうことについてである。このとき、根本的な問題解決につながらないといった事態が生じてしまうのに対して、ケアの倫理の理論内部での解決では、そうした事態を防ぎうる方途を提示しうる。第二に、ケアされる人の視点が反映できることで、その特定の人にとって必要かどうかという視点で判断可能になる。最後に、自律による問題解決と依存によるそれとを区別しておかなければ、結局のところ、自律すなわち正義の規範に基づいた規準に、ケアの倫理は容易に併呑されてしまい、場合によっては、その主張はすぐにかき消えてしまうことが挙げられる。したがって、ケアの倫理を基礎に置いた問題解決を提案することは、こうした懸念の払拭につながると考えられる。さらに言えば、ケアの倫理が何らかの倫理的規範を示す「倫理」である限り、許容される介入か否かについての一定の規準は設けられてしかるべきであり、そこにこそ、弱いパターナリズムとしてのケア関係という概念を導入する意義がある。すなわち、ケアする人に対する搾取、およびケアされる人に対するパターナリスティックな介入を防ぐための規準として、弱いパターナリズムとしてのケア関係という概念を導入することは、ケアの倫理にとって、理論的、実践的側面いずれから見ても有益だと言えるのである。そうした弱いパターナリズムは、ケアする人にとっては、自己のケアを疎かにしないことへの注意を促し、ケアされる人に自身の欲求や考えを一方向的に押しつけないための慎重さや謙虚さを要請する歯止めとして働きうるとともに、ケアされる人との相互性(reciprocity)を保つための指標ともなりうる。そして、ケアされる人にとっては、「それらしくなる」こと、すなわち成長への志

向、成長のための自身の欲求やニーズへの気づき、それらを適切に表明する能力の涵養、ケア関係へのコミットメント、他者に応答するという形でケア関係への貢献、ひいてはケアされる人自身がケアする人になることに資する概念とさえなりうるのである。

このように、「弱いパターナリズム」というケア関係のあり方の規準が、あくまでもケアの倫理という理論枠組みにおけるものであることを考え合わせると、従来の倫理学で論じられてきた「パターナリズム」という表現もまた、望ましくない呼称であると言いうるかもしれない。というのも、パターナリズムは辞書的な定義では父権主義であり、その内実も一方的な押しつけという伝統的に「男性的な」暴力性と結びつけられる用語である。けれども、ケアの倫理が従来の倫理学理論と異なるアプローチであることに鑑みると、こうした「パターナリズム」としての暴力性のみならず、ケアされる人に対する過度な受容や専心がもたらす甘やかしによるケアされる人の無力化といった、「マターナリズム」というべき暴力性も、ケア関係の不健全さの形態として立ち現れてくるように思われる。そのため、こうしたもうひとつの暴力性の形態をも包含し、かつそれを男女という性差に結びつけないために、「弱いパターナリズム」は、「ペアレンタリズム」といった表現に置き換える方が適切であるようにも考えられる。とはいえ、この点については、暴力性の種類や依存のあり方に関するさらなる検討が必要であるように思われるため、本稿でこの呼称を提案することは控え、示唆するにとどめておきたい。

4 結論

本稿では、ケアの倫理の特徴の中でも、人間は他者に対して多かれ少なかれ依存的であることを余儀なくされる存在だという人間の現実に焦点を当て、ケアの倫理には人間は傷つきやすさという性質を共通してもつという人間理解があることを前提にして議論を進めてきた。こうしたケアの倫理の人間理解は、ケアする人とケアされる人との間に生じる関係を倫理的基礎と捉え、その関係の中で自己は生起するとする「関係的自己」、あるいは「可塑的自己」という独自の人間観に裏打ちされている。ケアの倫理は依存的な人間観を許容することで、正義の倫理では説明しきれなかった点、すなわち次世代への配慮や、依存的存在者への顧慮、そうした人間観に基づく人間のあり方の提示を可能にしたという点で、正義の倫理が看過してきたものを浮き彫りにし、今なおその問題の解決に、異なる視点から寄与しつづけている。そうした意味でケアの倫理は、正義の倫理に対する「もうひとつの声」を提示するという批判理論としての当初の役割にとどまらず、他の倫理学理論では解決し難い問題に対しても自身の理論内部で一定の解決策を提示しうるまでに至っている。本稿では、ケアの倫理において、その行為指導に関わりうるとともに、その倫理的基礎をなすケア関係に伴われるパターナリズムの問題に対する一定の解答を試みた。ケア関係の中で、ケアする人がケアされる人に搾取されるおそれを常にはらむ一方で、ケアされる人はケアする人のパターナリスティックな介入にさらされやすいという問題に対しては、「弱いパターナリズム」というケア関係のあり方を認めることで、過度な権力関係やケア関係

における暴力、支配に対する一定の規準を提示しうるだろう。言い換えれば、弱いパターンリズムという考え方は、ケアの倫理の中心的な規準である「人と人とのつながり」を保ちつつ、一方的で不健全な関係を招くパターンリズムは峻拒することで、ケアの倫理の倫理的規準となりうるケア関係の指針を示唆しているように思われる。

1 本稿は、日本倫理学会第 68 回大会、主題別討議「ケアの倫理——その変遷と展開」(実施責任者：田中朋弘、2017 年 10 月 7 日、弘前大学)における「ケアの倫理の理論的変遷——正義／ケア、自律／依存、男性／女性という対立軸を中心に」の内容に、大幅な加筆・修正を加えたものである。なお、執筆者が視覚障害者である関係で、発表の際に、執筆者に代わって原稿の読み上げを引き受けてくださった谷俊子先生と、代読者として谷先生をご紹介くださるとともに、司会の品川哲彦先生とともに、発表の準備段階から多くの示唆を与えてくださり、本発表を公表する機会をくださった田中朋弘先生に、この場を借りて謝意を表させていただきたい。

2 ケアの倫理の法に対する応用研究については、修復的司法との関連を中心に指摘がなされることも多く、また日本法哲学学会でも、「ケアの法 ケアからの法」(司会：服部高宏、2016 年 11 月 13 日、立教大学)というテーマでシンポジウムが開催されている。これらのことから、国内でのケアの倫理と法に対する関心の高まりを見て取れるだろう。

3 ケアの倫理が創始された当初から、個人を配慮するケアは、私的領域にのみ適用され、公的領域では正義の倫理こそが適切だと根強く主張されてきた(Rachels, p.174)。しかしこの主張は、ケアワークが家庭を超えて、社会問題化している現在の状況にそぐわない。だからこそ、初期の段階では親密圏におけるケア関係や個別的なケア関係を中心に論じてきたケアの倫理論者たちも徐々に、ケアに根差した社会政策論を積極的に提言するに至ったと理解しうるように思われる(Ruddick 1989; Held 2006; Noddings 2002; Kittay 1999)。

4 たとえば日本国内では、川本(2006)や、品川(2007)、田中(2012)は倫理学の分野においてケアの倫理の理論研究に取り組んでいる数少ない例である。なお、本稿では、こうしたギリガンが創始しノディングスが理論化することで継承されていった、主に英米圏を中心に論じられているケアの理論研究である「ケアの倫理」と、ケアの現場をめぐる臨床研究や当事者研究などのケア実践について論じる「ケア論」とを区別して扱い、基本的に前者について論じている。本稿で扱うケアの倫理の含意について詳しくは、品川による「ケアの倫理」と「ケアについての倫理」の区別(品川 2007、7 章)を参照。

5 ギリガンは、コールバーグの道徳性の発達段階がより所とする倫理観を「正義の倫理」と呼び、自身の理論を「ケアの倫理」と名づけた。両者は道徳性の発達理論としての違いにとどまらず、それぞれの理論が、発達段階の成熟度の基準とする規範同士とともに、倫理的基礎をも異にする(品川 2007、9 章; 安井 2014)。

6 ケアの倫理をめぐる初期の議論とその問題点については、拙稿(安井 2012)を参照。

7 第一の論点は、ケアの倫理と正義の倫理との適切な関係を模索する議論と密接に関連している。これについては、品川 2007、7 章、9 章などを参照。

8 この論点は、男女の道徳性の発達過程の違いをギリガンが指摘することで、ケアの倫理が創始されたというケアの倫理の出自、それを受けて、ケアの倫理の主唱者たちが、ケアの倫理を「女性の声」(Gilligan 1982)、「女性的アプローチ」あるいは「女性の倫理」(Noddings 1984)、「母なる思考」(Ruddick 1989)、「母なるファクター」(Noddings 2010)などと表現したことで、ケアの倫理が提起されて以来、何度も批判された点である。これにより、ケアの倫理が生物学的本質主義をとるかのような印象を与えてしまったが(Bubeck, p.207; Card, pp.105-107; Houston, pp.115-119; Jaggar 1983)、ケアの倫理

の論者たちによれば、こうした表現は単に象徴的に使用されたにすぎないという (Gilligan, p.2; Noddings 1984, p.2)。とはいえ、「女性」や「母親」といった概念を象徴やメタファーとして使用すること自体が女性を抑圧する道具立てとして働き、そうした思考のパターンがつくり出され再生産されてきたという歴史的経緯(Kuhse, chap.5)に鑑みると、こうした主張のみをもって、十全に応答し得たとは到底言い得ないだろう。この論点は本稿の主題ではないためこれ以上立ち入らないが、ケアの倫理の主張者たちは少なくとも「象徴」の含意を明示し、そうした「誤解」の解消のために説明を尽くす必要があるように思われる。

9 「倫理的理想」とは、原理や規則ではなく、ケアする人としての私が、ケアされる人との出会いにおいていかに応答してきたか、いかに他者に私がケアされてきたかの記憶に基づくケア関係の最善のイメージ(picture)のことである(Noddings 2010, p.79)。こうした行為指針の提示のあり方は、カントの道徳法則や功利性の原理を普遍的な原理として頂く「正義の倫理」に対する異議申し立てに呼応している。田中(2012)においては、原理に従う種類の倫理学理論に対置して、ケアの倫理のこうした特徴を理想を目指す行為指針のあり方として特徴づけている。なお、田中も指摘するとおり、理想を志向するというケアの倫理のあり方は基本的に、徳倫理学と重なる点として特徴づけられるけれども、本稿で示すように、ケアの倫理が行為者を関係のものとして描き出すのに対して、徳倫理学はあくまでも行為者を個人として捉えている。ケアの倫理と徳倫理学については前者は後者の一部にすぎないという主張も根強く存在するけれども、本稿で取り上げる論点とは直接関係しないため、この議論にはこれ以上立ち入らない。

10 ケアの倫理によるリバタリアニズム批判については、ファビエンヌ・ブルジュール(2014: 2016)を参照。

11 クレメントは、ケア関係における「ケアする者による抑圧的な干渉」のおそれがあることには触れない(品川 2007, 118 頁)。

12 キテイは、依存関係における権力の不平等(inequality of power)と不平等な関係における支配(exertion of domination)とを区別しており、依存労働者が権力を適切に自制し、被保護者が非道徳的な要求を行使しないことで、両者の間に支配関係とは異なる道徳的な依存関係が築けるとする(Kittay 1999, pp.33-37)。とはいえ、キテイは、この理論を現実のケアの実践において応用するとき「良いケア関係と、暴力を内包するような支配関係をどう区別するのか」(キテイ 2011: 三頁)という問いには答えていない。

13 「それらしくなる」という表現から「男らしさ」や「女らしさ」を想起する向きもあるかもしれない。しかし、註 8 で言及したケアの倫理の論者たちによる主張を踏襲すると、この表現はジェンダーによる役割分業はもちろん、性差決定論を含意するものではないと捉えられうる。本稿ではこれを前提して議論を進める。また、「それらしくなる」ことにおける「それ」の意味合いについては詳しくは、品川 2016, 3.2 節を参照。

14 正義の倫理は場合によってはケアの倫理と比較にならないほど、ケアされる人に暴力的になるおそれをはらんでいることにも触れておきたい。正義の倫理は、自律し得ない成人に正義を適用しないどころか無関心である。それは無視された人の視点からは暴力としてしか映り得ない。しかも、そうした人々を正義のもとに包摂するときには、子どもが将来の大人とみなされ、「みかけの平等を達成するよう「上昇」させられる」(Baier: p.28)。このように、正義の倫理ではケアされる人に目が向けられても、実際のケアする人の姿は「隠蔽」され、実質の差異は看過される。

15 注意深さを道徳的生活の本質として論じるA・マードックは、そのルーツをS・ヴェイユの考えに求めた。ノディングスは、こうした注意深さを隣人愛の中心に据えたヴェイユの記述から、魂を「空にする」という表現を援用し、その状態を次のように説明している。「他者を受け入れるために、魂が自らの中身を空にするということ」は、「茫然自失でもなく、恍惚状態でもなく、また執着でもなく、完全なる受容状態」(Noddings 1992, pp.43-44)である。「ケアしているとき、私は、他者が伝えようとしていることを誠心誠意聞き、見、感じている」(ibid.)けれども、「自分自身を空にできる魂というのは、常に発達

している自分自身であっても、他者に注意を向けるときが過ぎるとそこに戻ることができる、既に知られ尊重されている自分を持つ魂である」(ibid., p.200)。

16 ノディングスにおいては、*desire*ではなく *want* という表現を用いられることが多いが、両者は同義であるとみなしうるため、どちらも「欲求」と訳出することとする。なお、ノディングスのニーズ論については、Noddings 2002, chap.3; 2010 chap.7を参照。

17 ケアの倫理と感情労働をめぐる問題についてはさまざまな指摘がなされている(金井 2011)。このような問題を解決するために、キテイは、「つながりに基づく平等」を実現するためのドゥーリア・モデルを提案した(Kittay 1999)。詳しくは、キテイの議論(Kittay 1999)、およびキテイの講演とそれに寄せた諸議論(キテイ 2011)などを参照。

18 ケア論の先駆者であるM・メイヤロフは、自他の混同を避ける必要を再三にわたって強調しているし(Mayeroff, pp.2-3; pp.9-10)、キテイの「透明な自己」も同様の問題意識から提唱されている。

19 ケアの倫理における「成長」とは、メイヤロフのケアリングの定義、すなわち「最も深い意味において、他の人格の成長と自己実現を援助すること」(Mayeroff, p.1)という記述を踏襲しており、必ずしも能力的に向上することや成熟することのみを意味するわけではない。とはいえ、メイヤロフからの影響を認める教育学者ノディングスの記述では、ケア関係として、教師・生徒関係や親子関係におけるケアが念頭に置かれているため、「成長」という表現の中に成熟という含意を読み取りうるものがしばしばであり、キテイが想定するような重度障害者のケア、あるいは認知症患者のケアにはすぐわれない点が散見される。このように、ケアの倫理の「成長」概念に問題が残されることは強調しておきたい。

20 こうした認識がそもそも可能かについての議論もさまざま存在するが、ここでは、ケアの倫理の記述に則って議論を進める。なお、ケアと現象学の他者論については、品川(品川 2007, 11章)を参照。

21 健全なケア関係の明確な規準については容易に提示し得るものではない。というのも、ケアの倫理は、特定の他者に対する個別的なケアを志向する理論であるがゆえに、画一的な行為指針を示す普遍的な原理原則主義への異議申し立てをその理論の核心に含み、一定の偏性を許容する個別主義(particularism)をとるからである(Bubeck, p.190)。この点に関して詳しくは、執筆者による書評とそれに対するリプライ「小西 2020; 安井 2020」を参照。

参考文献

Baier, A. C. (1987). 'The Need of More than Justice', in *Science, Morality and Feminist Theory*, Marsha Hanen and Kai Nielsen(eds.), University Calgary Press.

Benner, P. (1997). "A dialogue between virtue ethics and care ethics", in *The Influence of Edmund D. Pellegrino's Philosophy of Medicine*, edited by Thomasma, David C., Dordrecht: Kluwer Academic Publishers.

ブルジェール, ファビエンヌ (2014) 『ケアの倫理 (文庫クセジュ)』、原山哲訳、白水社。

—— (2016) 『ケアの社会：個人を支える政治』、原山哲訳、白水社。

Bubeck, D. E. (1995). *Care, Gender, and Justice*, Oxford: Clarendon Press.

Card, C. (1990). 'Caring and Evil', *Hypatia*, 5(Spring 1990), pp.101-108.

- Clement, G. (1996). *Care, Autonomy, and Justice: Feminism and the Ethics of Care*, Boulder: Westview Press.
- Gilligan, C. (1982). *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development*, Cambridge: Harvard University Press. (生田久美子・並木美智子訳『もうひとつの声——男女の道德観の違いと女性のアイデンティティ』、川島書店、1986年)
- Held, V. (2006). *The Ethics of Care: Personal, Political, and Global*, Oxford: Oxford University Press.
- Houston, B. (1990). 'Caring and Exploitation', *Hypatia*, 5(Spring 1990), pp.115-119.
- Jaggar, A. (1983). *Feminist Politics and Human Nature*, Totowa, NJ: Rowman & Allanheld.
- 金井 淑子(2006)「弱いパターナリズムとしてのケア倫理へ」、『横浜国立大学教育相談・支援総合研究センター論集』。
- (2011)『依存と自律の倫理』、ナカニシヤ出版。
- 川本 隆史(2006)「ケアへの規範的アプローチ——その隘路と突破口についての覚書」、『東京大学教育学研究科 教育学研究室紀要』、32号、東京大学大学院教育学研究科基礎教育学研究室、71-80頁。
- Kittay, E. F. (1999). *Love's Labor: Essays on omen, equality, and dependency*, New York: Routledge. (岡野八代・牟田和恵監訳『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』、白澤社、2010年)
- (2011) 岡野八代・牟田和恵編著・訳 『ケアの倫理からはじめる正義論——支えあう平等』白澤社。
- 小西 真理子 (2020)「『規範の外の生』と〈倫理〉——安井絢子さんによる『共依存の倫理』の書評への応答」、『倫理学論究』vol.6, no.1、関西大学倫理学研究会、19-32頁。
- Kuhse, H. (1997). *Caring: Nurses, Women, and Ethics*, Oxford: Blackwell Publishers. (竹内徹・村上弥生訳『ケアリング——看護婦・女性・倫理』、メディカ出版、2000年)
- Kymlicka, W. (1990). *Contemporary Political Theory: An Introduction*, Oxford: Clarendon Press. (千葉真・岡崎清輝他訳『現代政治理論』、日本経済評論社、2005年)
- Mayeroff, Milton., (1971). *On Caring*, Harper Perennial. (田村真・向野宣之訳『ケアの本質——生きることの意味』ゆみる出版、1987年)。

- Noddings, N. (1984). *Caring: A Feminine Approach to Ethics & Moral Education*, Berkley: University of California Press. (立山善康他 訳『ケアリング——倫理と道徳の教育—女性の視点から』、晃洋書房、1997 年)
- (1992). *The Challenge to Care in Schools: An Alternative Approach to Education*, Teachers College Press. (佐藤学監訳、『学校におけるケアの挑戦——もう一つの教育を求めて』、ゆみる出版、二〇〇七年)
- (2002). *Starting at Home: Caring and Social Policy*, Berkley: University of California Press.
- (2010). *The Maternal Factor: Two Paths to Morality*, Berkley: University of California Press.
- Nussbaum, M. C. (2006). *Frontiers of Justice: Disability, Nationality, Species Membership*, Belknap Press. (神島裕子 監訳『正義のフロンティア——障害者・外国人・動物という境界を越えて』、法政大学出版局、2012 年)
- Okin, S. M. (1989). *Justice, Gender, and the Family*, New York: Basic Books, Inc. (山根純佳・内藤準・久保田裕之 訳『正義・ジェンダー・家族』、岩波書店、2013 年)
- Rachels, J. (1999) *The Elements of Moral Philosophy*, 3rd. Boston: MacGraw-HillCollege. (古牧徳生・次田憲和 訳『現実をみつめる道徳哲学——安楽死からフェミニズムまで』、晃洋書房、2003 年)
- Rawls, J. (1971) *A Theory of Justice*, Cambridge: Harvard University Press. (川本隆史・福岡聡・神島裕子 訳『正義論』、紀伊国屋書店、2010 年)
- (1993). *Political Liberalism*, Columbia University Press.
- Ruddick, S. (1989). *Maternal Thinking: Toward a Politics of Peace*, Boston: Beacon Press.
- 品川 哲彦 (2007)『正義と境を接するもの——責任という原理とケアの倫理』、ナカニシヤ出版。
- (2016)「ケア関係の構造分析」、『モラロジー研究』78号、モラロジー研究所道徳科学研究センター、1-19頁。

Slote, M. (2007). *The Ethics of Care and Empathy*, New York, Routledge.

田中 朋弘 (2012) 『文脈としての規範倫理学』、ナカニシヤ出版。

Tronto, J. C. (1993). *Moral Boundaries: A Political Argument for an Ethic of Care*, New York: Routledge.

安井 絢子 (2014) 「ケアの倫理の倫理的規準——Noddings のケアリング理論における倫理的理想をめぐる」、『実践哲学研究』、第 35 号、京都倫理研究会、1・40 頁。

—— (2014) 「ケアの倫理の理論的展開——ケアの倫理の公的領域への適用に向けて」、『倫理学研究』、第 44 号、晃洋書房、139・149 頁。

—— (2020) 「書評: 小西真理子著『共依存の倫理——必要とされることを渴望する人々』、晃洋書房、2017 年」、『倫理学論究』、vol.6、no.1、関西大学倫理学研究会、2・18 頁。